

岸和田市立小・中学校
適正規模及び適正配置実施計画
(第1期)(案)

令和〇年〇月

岸和田市教育委員会

目次

1. 計画の位置付け	1
2. 適正化の必要性	1
3. 「基本方針」の概要	1
4. 適正化を検討する小・中学校	3
5. 適正化に向けた基本的な考え方	4
6. 第1期計画の検討対象地域	5
7. 適正化の具体的内容	6
8. 適正化に際しての必要な対応	16
9. 適正化までのスケジュール	17
10. 今後の適正化の取組について	18

1. 計画の位置付け

本市教育委員会では、次の時代を担う児童生徒にとって、より良い教育環境の整備と学校教育の充実を図ることを目的に、令和2年3月に「岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、学校の適正規模及び適正配置（以下「適正化」という。）の取組を進めていくこととしました。

本計画は、基本方針に示されている「適正化対象校及び関係校が含まれる地域ごとに、適正化の方策とその手順及び実施時期等を示した実施計画」に該当するものです。

2. 適正化の必要性

本市では、少子化による児童生徒数の減少に伴い、地域によって学校の小規模化が進み、児童生徒の教育環境に様々な影響を及ぼしています。

情報化やグローバル化等により、変化の激しいこれからの社会の中で、たくましく生きる力を育む上において、児童生徒は、学校で教科等の知識や技能を習得するだけでなく、一定の集団規模の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて豊かな人間関係を築き、社会性や協調性、コミュニケーション能力等を身につけることが大切です。そうした教育活動を十分に行うために、学校ごとに一定の集団規模を確保するとともに、バランスの取れた学校配置を行い、より良い教育環境を整備していくことが必要です。

3. 「基本方針」の概要

「基本方針」では、国の定めた学校規模の標準や審議会答申等を踏まえ、岸和田市の小・中学校の適正な学校規模等を次のとおりとしています。

（1）小・中学校の適正規模の考え方

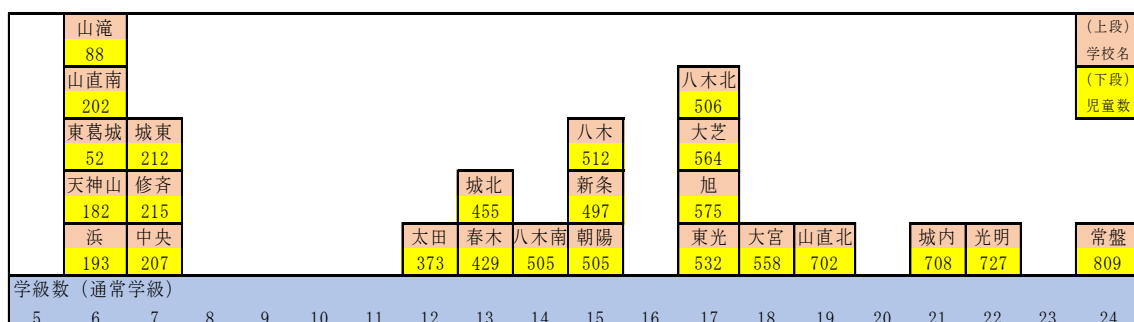
	学校規模	
	1 学年あたり学級数（通常学級）	全学年学級数（通常学級）
小学校	2～3 学級	12～18 学級
中学校	4～6 学級	12～18 学級

（2）学校規模の適正化を検討する範囲

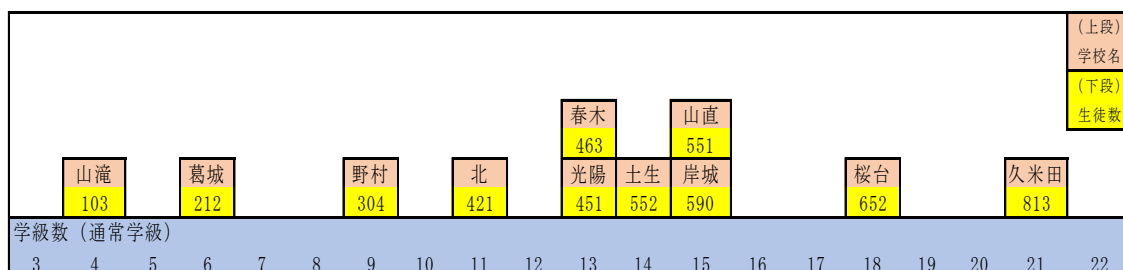
区分		適正化を検討する範囲
小規模校	小学校	単学級の学年が過半数となる場合
	中学校	8 学級以下
大規模校	小学校	25 学級以上
	中学校	

(3) 規模別の分類 (令和元年度学校基本調査から)

【小学校】



【中学校】



(4) 適正化の具体的方策

周辺の学校との距離や学習環境などを勘案しながら、①「通学区域の見直し」と②「学校の統合」の2つの方策で適正化の取組を進めます。

(5) 必要な対策と進め方

- ① 通学路の安全確保をはじめとした、児童生徒の通学及び学習環境の変化等に配慮します。
- ② 防災や地域コミュニティの拠点としてのあり方などについても、十分に検討しながら進めます。
- ③ 保護者や地域住民の不安を解消し、理解を得ながら進められるよう、丁寧な説明と話し合いを行い、適正化の取組を着実に実施します。

4. 適正化を検討する小・中学校

基本方針に示した「学校規模の適正化を検討する範囲」に該当することから、本計画において検討の対象となる小・中学校と今後の児童生徒数の推計は下記のとおりです。

(1) 牛滝の谷地域

小学校：城東小学校、山直南小学校、山滝小学校
中学校：山滝中学校

◇児童生徒数の推計（学級数は通常学級）

【小学校】

年度	R3		R4		R5		R6		R7		R8		R9	
校名	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
城東	7	218	7	231	7	238	7	243	7	232	7	227	7	215
山直南	6	182	6	178	6	171	6	159	6	151	6	140	6	130
山滝	6	83	6	82	6	77	6	69	6	60	6	55	6	45

【中学校】

年度	R3		R4		R5		R6		R7		R8		R9	
校名	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
山滝	3	99	3	97	3	97	3	91	3	94	3	88	3	84

(2) 葛城の谷地域

小学校：天神山小学校、修斉小学校、東葛城小学校
中学校：葛城中学校

◇児童生徒数の推計（学級数は通常学級）

【小学校】

年度	R3		R4		R5		R6		R7		R8		R9	
校名	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
天神山	6	146	6	136	6	124	6	115	6	112	6	114	6	119
修斉	6	193	6	188	6	167	6	168	6	150	6	137	6	121
東葛城	6	63	6	63	6	59	6	56	6	60	6	45	6	42

【中学校】

年度	R3		R4		R5		R6		R7		R8		R9	
校名	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
葛城	7	231	7	220	7	223	6	191	6	180	6	171	6	167

(3) 都市中核地域

小学校：中央小学校、浜小学校

◇児童生徒数の推計（学級数は通常学級）

【小学校】

年度	R3		R4		R5		R6		R7		R8		R9	
校名	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
中央	6	192	6	177	6	165	6	139	6	131	6	118	6	116
浜	6	173	6	170	6	156	6	148	6	138	6	133	6	128

5. 適正化に向けた基本的な考え方

(1) 中学校区を単位とした適正化

適正化の取組に当たっては、適正な学校規模を確保するためだけではなく、児童生徒の通学距離や通学時間等の地理的条件に加え、これまでの小中学校設置の歴史的背景や地域コミュニティの成立ち等を総合的に勘案して進めていくことが重要です。

これらのことを踏まえ、既存の中学校区を適正化の基本的な単位とします。

(2) 新たな学校として適正化

適正化については、既存の学校敷地、校舎を活用し、①「通学区域の見直し」と②「学校の統合」の2つの方策で取組を進めていきます。統合に当たっては、一方の学校が他方の学校を吸収するという考え方ではなく、それぞれの学校が培ってきた歴史や伝統、特色ある教育活動等を継承した上で、新たな学校としてスタートします。

(3) (仮称) 学校開校準備委員会の設置

適正化に当たっては、新たな学校を開校するまでのスケジュール、通学の安全対策や特色ある教育活動、学校の名称、校歌等、具体的な検討を行うために、教育委員会、対象となる学校、当該地域や保護者の代表等から構成される「(仮称) 学校開校準備委員会」（以下「準備委員会」という。）を設置し、協議を進めていきます。

保護者や地域住民の不安を解消し、理解を得ながら進められるよう、丁寧な説明と話し合いを行います。

(4) 小中一貫教育の導入

適正化の取組は、適正な学校規模を確保するとともに、学校教育の充実につなげることが大切です。

本市ではこれまでも、小学校と中学校のつながりを意識した様々な小中連携教育を行ってきました。

今後は、適正化の取組を機に、義務教育9年間を通じて、系統性や連続性に配慮した小中一貫教育を導入することで、これまでの小中連携教育をさらに発展させ、「中1ギャップ」等の教育課題の解消を図るとともに、「確かな学力」の育成、豊かな人間性や社会性の育成、地域に愛着と誇りを持つ児童生徒の育成をめざします。

具体的には、「岸和田市小中一貫教育基本方針」に基づき、カリキュラムや取組内容、小中一貫教育の諸課題とその解決方法等について幅広く議論した上で、実施していきます。

6. 第1期計画の検討対象地域

適正化の取組について、基本方針で示す「今後、適正化対象校及び関係校の学校規模や今後の児童生徒数の推計等に基づき、小規模化による教育環境への影響が懸念される地域から順次適正化の取組を実施していきます。」という考えに基づき、本計画（第1期）では、3ページの「4. 適正化を検討する小・中学校」で示す3つの地域（3次生活圏）※のうち、「牛滝の谷地域」、「葛城の谷地域」から取組を進めていくこととします。

【理由】

適正化の検討対象となる学校が所在している地域（3次生活圏）のうち「牛滝の谷地域」、「葛城の谷地域」は、小学校、中学校ともに検討対象となる学校が所在しており、このことは、義務教育9年間を通じて小規模化による教育環境への影響が続くことが懸念されるため。

なお、「都市中核地域」における適正化については、継続して検討を行い、具体的な内容がとりまとまった段階で、適正規模及び適正配置実施計画（第2期）を策定・公表します。

※「3次生活圏」… これまでの成長の過程や風土・環境等から、市域を6つの地域（都市中核・岸和田北部・葛城の谷・岸和田中部・久米田・牛滝の谷）に区分し、それぞれの地域を一つのまちとして、商業・教育・文化等の環境が整い、日常生活が営める最も大きなコミュニティ単位。1次生活圏は小学校区、2次生活圏は中学校区を一つの単位としている。

7. 適正化の具体的内容

(1) 牛滝の谷地域

① (仮称) 山直小学校の設置

ア 具体的内容

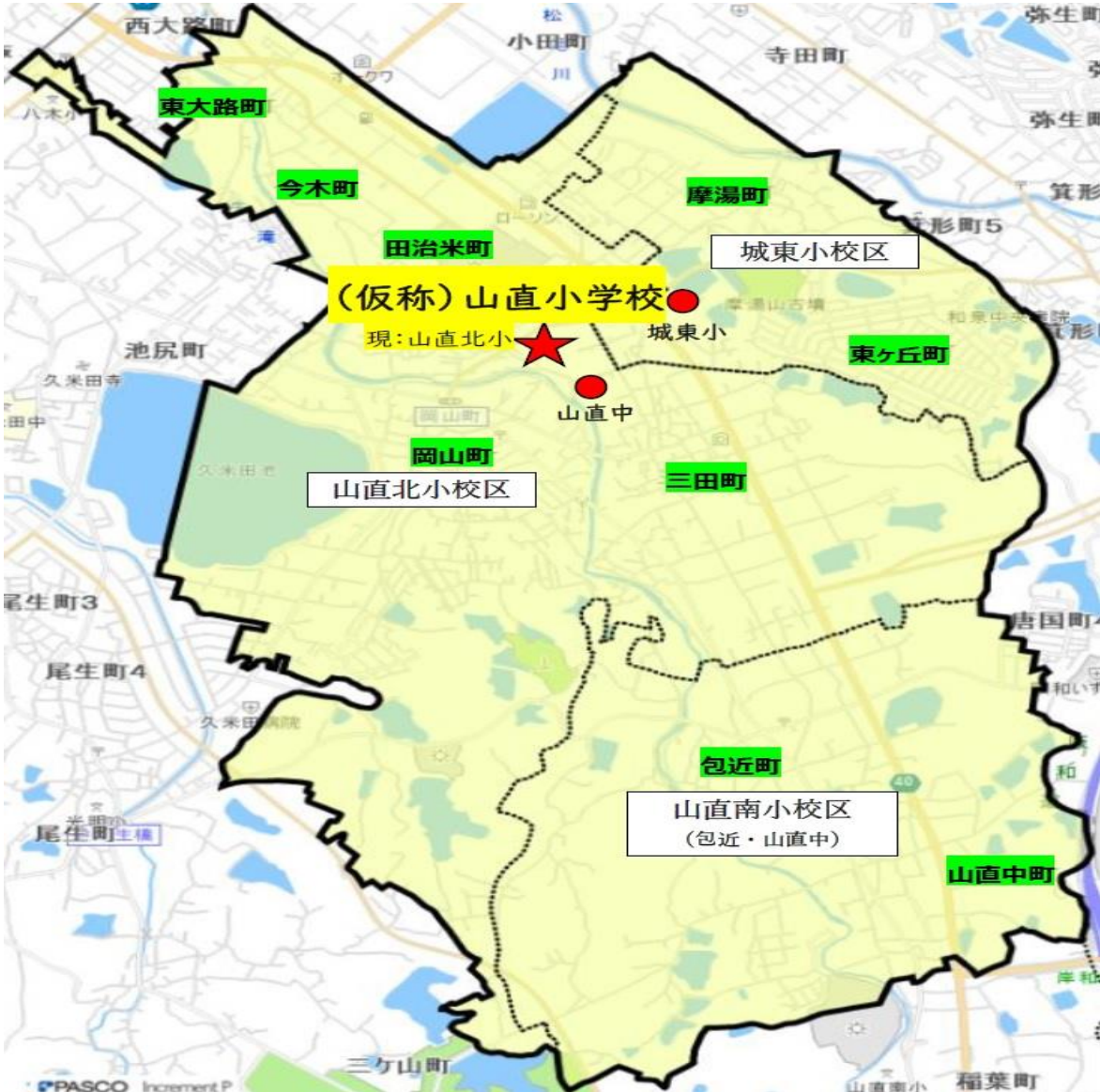
- ・同じ山直中学校区にある、山直北小学校、城東小学校、山直南小学校の一部（包近町、山直中町）を1つの通学区域とする小学校として再編します。
- ・学校の場所は、現在の山直北小学校とします。

適正化前	適正化後
山直北小、城東小、山直南小（包近、山直中）	(仮称) 山直小学校（場所：現山直北小） ※山直中と隣接型の小中一貫校

イ 適正化後の状況

- ・山直中学校に進学する児童は、すべてが（仮称）山直小学校からとなるため、両校が一体となった小中一貫教育の取組が実践できます。
- ・適正化後の児童数の推計では、令和8年度に学校全体で23学級となり、基本方針で示す適正な学校規模のクラス数を上回りますが、同じく基本方針で示した適正化の検討対象となる25学級以上の学校規模には該当しません。また、その後は児童数が減少し、令和13年度では学校全体で20学級となり、現在の山直北小学校と同程度の学校規模になる見込みです。なお、一時的に、現在の山直北小学校の学校規模より大きくなる時期においても、一部校舎の建替工事等により、必要な教室数の確保を図るなど、児童が安心・安全に過ごすことができる環境整備を行います。
- ・通学区域が広範囲となるため、通学手段について必要な対応を行います。

【新たな通学区域】



【適正化後の児童数の推計】（学級数は通常学級）

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13
校名	児童見込数	児童見込数	児童見込数	児童見込数	児童見込数	児童見込数
山直北小	611	578	557	557	550	510
城東小	227	215	197	193	183	185
山直南小 (包近、山直中)	70	65	57	50	48	42
合計児童見込数	908	858	811	800	781	737
学級見込数	23	22	22	22	21	20

② (仮称) 山滝小中一貫校の設置

ア 具体的内容

- ・同じ山滝中学校区にある、山滝中学校、山滝小学校、山直南小学校の一部（積川町、稲葉町、岸の丘町）、東葛城小学校の一部（神於町、上白原町）を1つの通学区域とする、施設一体型小中一貫校として再編します。
- ・学校の場合は、現在の山滝中学校とします。
- ・確かな学力の育成や体力の向上をめざす取組など、特色ある教育活動を展開するため、特認校制度※の実施を検討します。
- ・特認校制度を実施した場合、市全域から児童生徒の通学を可能とします。
- ・「岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画【前期計画】」（案）にある「(仮称)市立山滝認定こども園」について、同じ山滝中学校地に設置します。

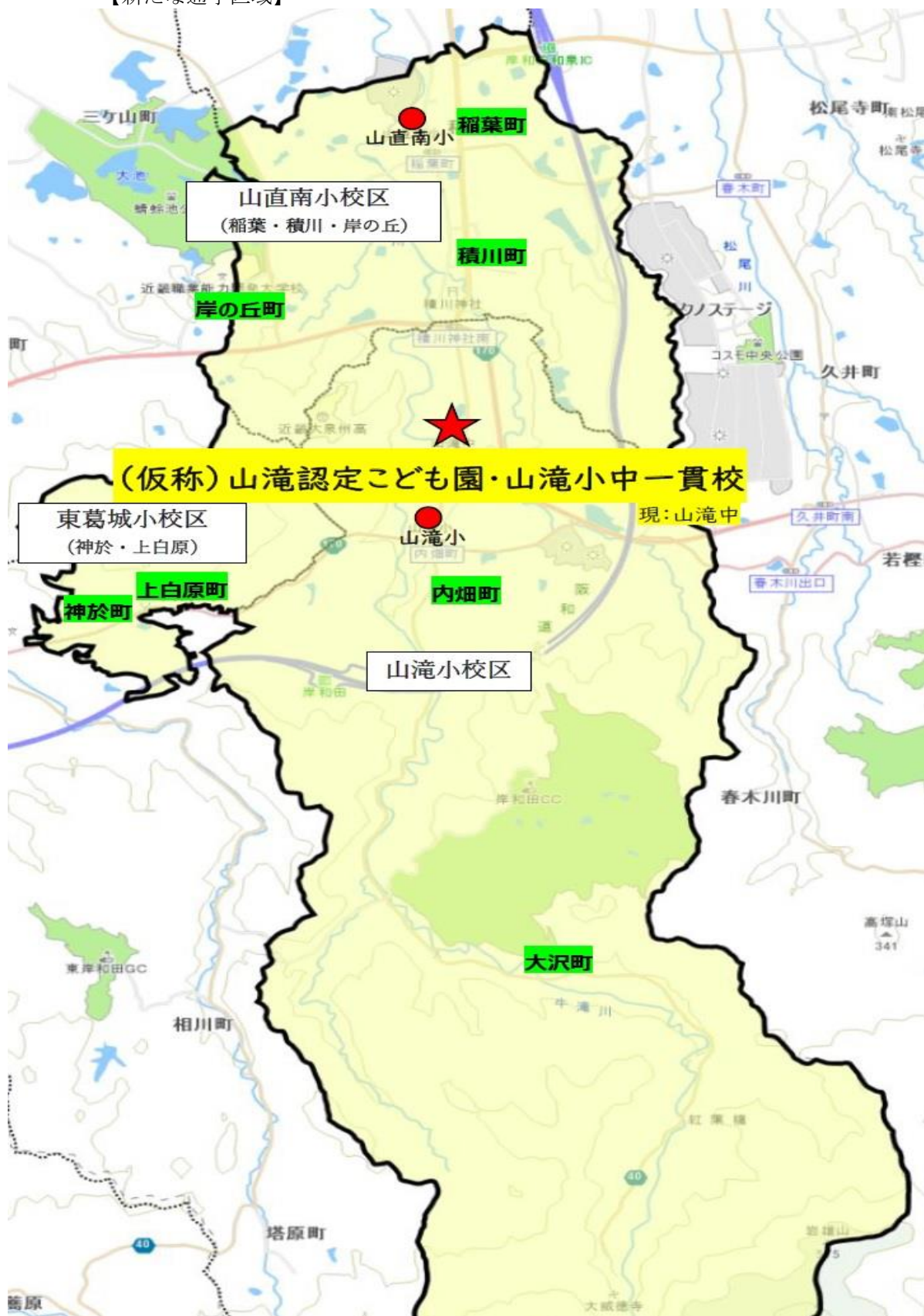
適正化前	適正化後
山滝中、山滝小、山直南小（積川、稲葉、岸の丘） 東葛城小（神於、上白原）	(仮称) 山滝小中一貫校（場所：現山滝中）

イ 適正化後の状況

- ・小学校と中学校の施設が一体となることで、9年間を通じて系統性と連続性に配慮した小中一貫教育が実践できます。さらには、「(仮称)市立山滝認定こども園」も一体的に整備することで、幼児教育を含めた一貫教育が可能になるとともに、「岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針」において、市立認定こども園が果たすべき機能・役割として示されている、小学校への円滑な接続を図るための、就学前教育・保育に関するパイロット事業（試行的事業）についても積極的に実施します。
- ・学級数は、小学校では6学級、中学校では3学級で推移することが見込まれ、基本方針で示す適正な学校規模が確保できない状況です。しかしながら、岸の丘町ゆめみが丘では、現在大規模な住宅開発が進められており、将来的に児童生徒数の増加が見込まれるとともに、通学距離等の地理的条件や、地域コミュニティの歴史的な背景等を踏まえる必要があることから、現在の山滝中学校区を適正化の範囲とします。
- ・小規模校の課題に対応するため、他校区からの児童生徒を受け入れる特認校制度の実施や、施設一体型小中一貫校というメリットを活かし、異学年の児童生徒との交流行事を多く取り入れるなど、多様な考えに触れる機会を創出できるよう検討します。
- ・通学区域が広範囲となるため、通学手段について必要な対応を行います。
- ・適正化後も、教職員や部活動の数が十分に確保されない場合は、必要な対応を行います。

※特認校制度…学校選択制の一つとして、従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく他校区からの就学を認めるもの。

【新たな通学区域】



【適正化後の児童生徒数の推計】（学級数は通常学級）

（小学校）

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13
校名	児童見込数	児童見込数	児童見込数	児童見込数	児童見込数	児童見込数
山滝小	55	45	39	34	32	30
山直南小 (横川、稲葉)	70	65	57	50	48	42
東葛城小 (神於、上白原)	13	12	10	10	9	7
合計児童見込数	138	122	106	94	89	79
学級見込数	6	6	6	6	6	6
岸の丘	住宅開発により、今後増加する見込み					

（中学校）

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13
校名	生徒見込数	生徒見込数	生徒見込数	生徒見込数	生徒見込数	生徒見込数
山滝中	88	84	78	75	66	62
生徒見込数	88	84	78	75	66	62
学級見込数	3	3	3	3	3	3
岸の丘	住宅開発により、今後増加する見込み					

(2) 葛城の谷地域

① (仮称) 葛城小中一貫校の設置

ア 具体的内容

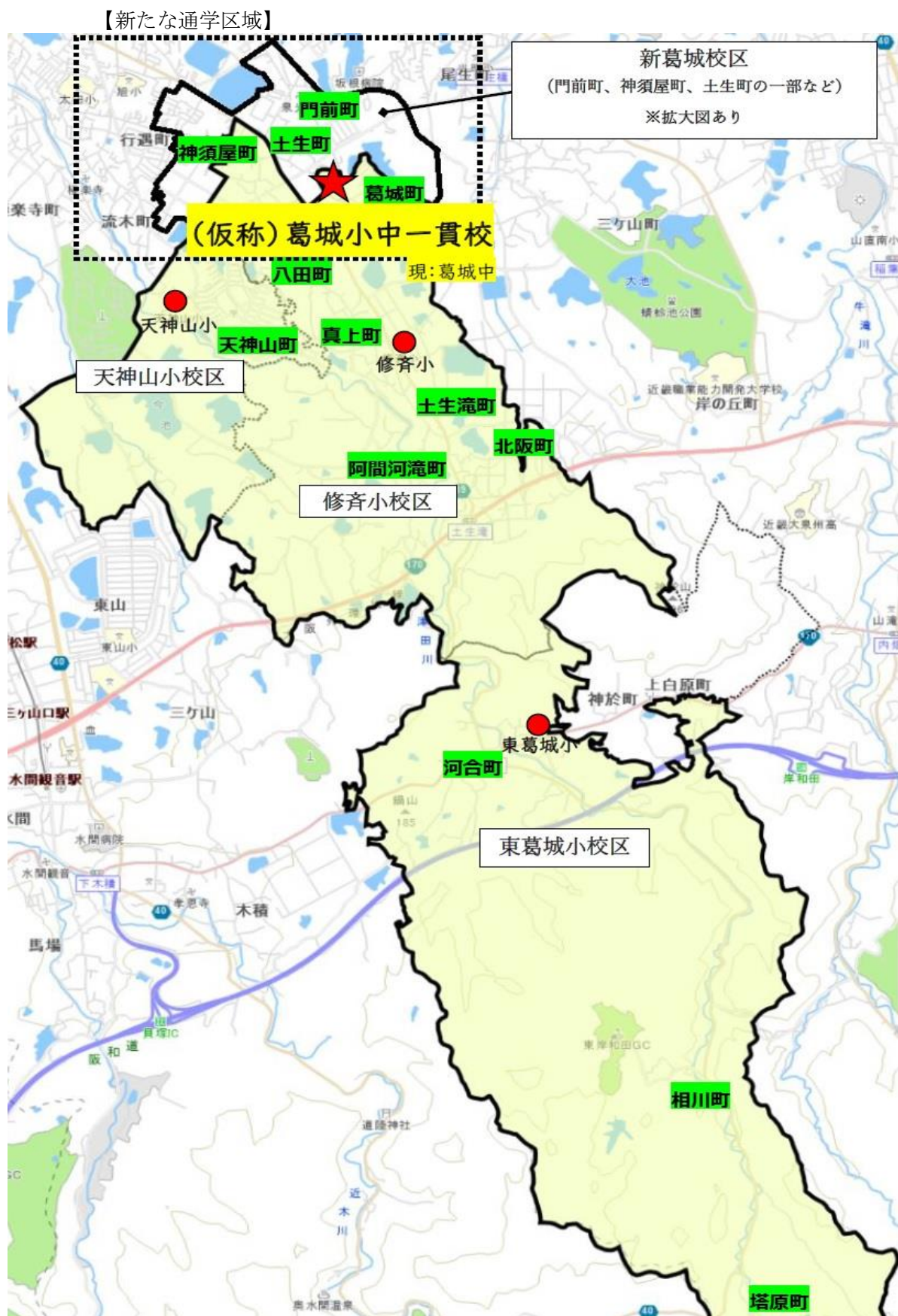
- ・同じ葛城中学校区にある、葛城中学校、天神山小学校、修斉小学校、東葛城小学校の一部（河合町、相川町、塔原町）及び現在の常盤小学校区、桜台中学校区の一部（門前町1丁目、2丁目、3丁目）及び現在の旭小学校区、太田小学校区、土生中学校区の一部（神須屋町、土生町など）を1つの通学区域とする施設一体型小中一貫校として再編します。
- ・学校の場所は、現在の葛城中学校とします。
- ・確かな学力の育成や体力の向上をめざす取組など、特色ある教育活動を展開するため、特認校制度※の実施を検討します。
- ・特認校制度を実施した場合、市全域から児童生徒の通学を可能とします。

適正化前	適正化後
天神山小、修斉小、東葛城小（河合、相川、塔原） 常盤小（門前）、旭小（神須屋、土生）、太田小（神須屋） 桜台中（門前）、土生中（神須屋、土生）、葛城中	（仮称） 葛城小中一貫校 （場所：現葛城中）

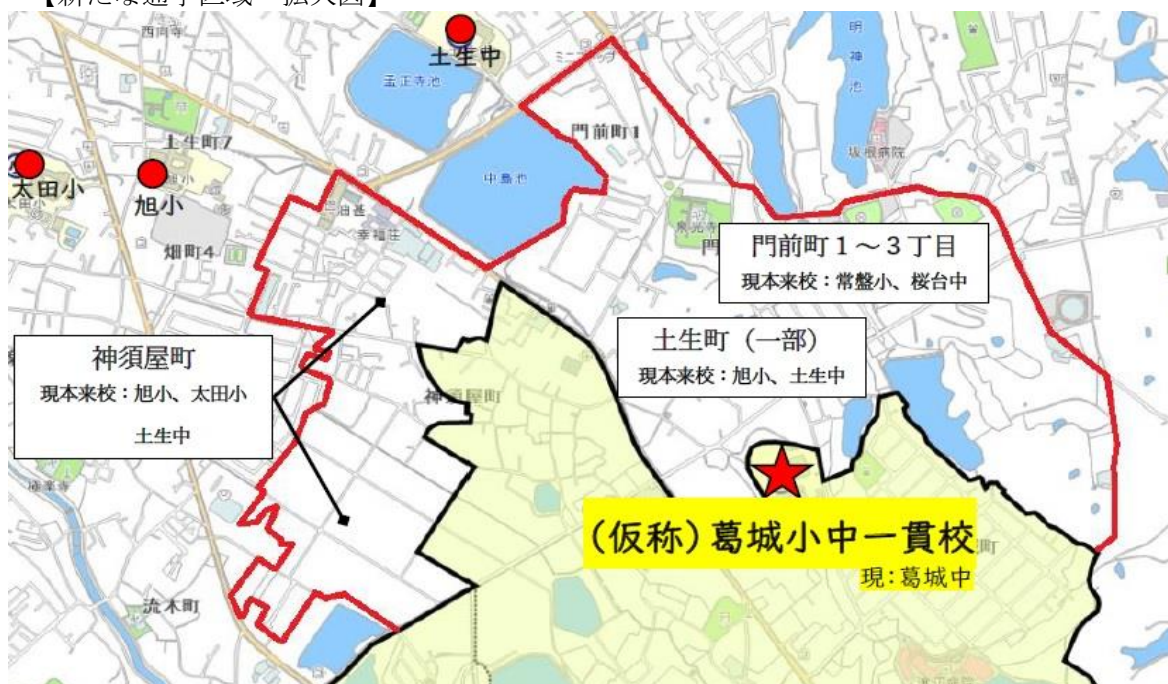
イ 適正化後の状況

- ・小学校と中学校の施設が一体となることで、9年間を通じて系統性と連続性に配慮した小中一貫教育が実践できます。
- ・現在の葛城中学校区だけで適正化を行った場合、小学校では11学級以下、中学校では6学級以下となり、基本方針で示す適正な学校規模が確保できない状況です。そのため、葛城中学校に距離が近い門前町及び土生町の一部、また、現在通学区域が複数校に分かれており、コミュニティの面で葛城校区と近い関係にある神須屋町の通学区域を見直すことで、一定の集団規模が確保された教育環境の整備を図ります。なお、これらの見直しを行ったとしても、14ページの児童生徒数の推計で示すとおり、中学校では、依然として9学級以下の見込みであることから、他校区からの児童生徒を受け入れる特認校制度の実施や、施設一体型小中一貫校というメリットを活かし、異学年の児童生徒との交流行事を多く取り入れるなど、多様な考えに触れる機会を創出できるよう検討します。
- ・通学区域が広範囲となるため、通学手段について必要な対応を行います。
- ・適正化後も、教職員や部活動の数が十分に確保されない場合は、必要な対応を行います。

※特認校制度…学校選択制の一つとして、従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく他校区からの就学を認めるもの。



【新たな通学区域 拡大図】



【適正化後の児童生徒数の推計】(学級数は通常学級)

(現在の葛城中学校区だけで適正化した場合)

(小学校)

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13
校名	児童見込数	児童見込数	児童見込数	児童見込数	児童見込数	児童見込数
天神山小	114	119	119	123	127	132
修斉小	137	121	113	113	104	105
東葛城小 (河合、相川、塔原)	32	30	25	25	23	16
合計児童見込数	283	270	257	261	254	253
学級見込数	11	10	10	10	9	9

(中学校)

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13
校名	生徒見込数	生徒見込数	生徒見込数	生徒見込数	生徒見込数	生徒見込数
葛城中	171	167	163	138	132	121
生徒見込数	171	167	163	138	132	121
学級見込数	6	6	6	5	5	4

(門前町、土生町、神須屋町の通学区域の見直しを含めて適正化した場合)

(小学校)

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13
校名	児童見込数	児童見込数	児童見込数	児童見込数	児童見込数	児童見込数
天神山小	114	119	119	123	127	132
修斉小	137	121	113	113	104	105
東葛城小 (河合、相川、塔原)	32	30	25	25	23	16
常盤小 (門前)	180	176	173	170	175	175
旭小 (神須屋、土生など)	83	84	86	88	87	90
太田小 (神須屋)	6	6	6	6	6	6
合計児童見込数	552	536	522	525	522	524
学級見込数	18	18	16	16	16	16

(中学校)

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13
校名	生徒見込数	生徒見込数	生徒見込数	生徒見込数	生徒見込数	生徒見込数
葛城中	171	167	163	138	132	121
桜台中 (門前)	98	95	90	88	83	80
土生中 (神須屋、土生など)	43	43	43	44	47	47
合計生徒見込数	312	305	296	270	262	248
学級見込数	9	9	9	9	8	7

【参考：通学区の見直しの影響を受ける周辺関係校の児童生徒数の推計】

(小学校)

適正化を実施しない場合

年度	R8		R9		R10		R11		R12		R13	
校名	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
常盤	21	668	20	653	20	642	20	631	20	648	20	648
旭	18	552	17	562	17	570	17	584	17	577	18	599
太田	14	429	14	429	13	424	13	423	12	405	12	392

適正化を実施した場合

年度	R8		R9		R10		R11		R12		R13	
校名	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
常盤	15	488	14	477	14	469	14	461	14	473	14	473
旭	14	469	14	478	15	484	15	496	15	490	16	509
太田	13	423	13	423	13	418	13	417	12	399	12	386

(中学校)

適正化を実施しない場合

年度	R8		R9		R10		R11		R12		R13	
校名	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
桜台	19	703	18	678	17	642	17	628	16	593	16	573
土生	12	426	12	428	12	433	12	439	13	471	13	466

適正化を実施した場合

年度	R8		R9		R10		R11		R12		R13	
校名	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
桜台	16	605	16	583	15	552	15	540	14	510	13	493
土生	11	383	11	385	11	390	11	395	12	424	12	419

8. 適正化に際しての必要な対応

(1) 通学環境への配慮

① 通学の安全確保

学校の適正化に伴って、通学環境が変化する場合は、児童生徒の安全面に配慮する必要があります。

新たな通学路の設定に当たっては、準備委員会が中心となり、保護者や地域の方々とともに、安全上の検証を十分に行います。また、状況に応じて、道路関連部局や警察等とも連携して、スクールゾーンの再設定を行うなど、必要な対応を行います。

② 通学距離や通学時間の配慮

学校の適正化に伴って、通学距離や通学時間が長くなる場合は、児童生徒の身体的負担が過度とならないよう配慮する必要があります。

地域の実情を踏まえた上で、徒歩や自転車による通学が困難な場合は、スクールバス等を導入します。その際の運行ルート・運行時間・乗降場所等の具体的な事項については、準備委員会での協議を踏まえ決定します。

(2) 学習環境への配慮

児童生徒が不安を抱くことなく、新たな学習環境の下で学校生活を円滑に送ることができるよう配慮する必要があります。

例えば、学校行事や部活動等における児童生徒同士や PTA の事前交流の実施、適正化前から在籍している教職員を適正化後の学校にも一定数配置するなどの対応を、十分な期間を設けて行います。

また、適正化後の学校については、小・中両方の資格を有する教員を積極的に配置するとともに、大阪府の配置基準によっても、なお各教科の教員が配置できないなど、教職員の数が十分に確保されない場合は、市独自の教員加配についても検討します。

部活動についても、十分な数が確保されない場合は、隣接校との連携を検討するなどの対応を、必要に応じて行います。

(3) 校舎の建替や改修工事

新たな学校としてスタートする学校施設は、今後も長きにわたり地域における教育活動の拠点としての機能を担います。児童生徒が、より良い教育環境の下で、安心・安全に学校生活が送れるよう、適正化の際は、老朽化した校舎の建替や改修工事を行います。

(4) 特色ある教育活動の継承

本市ではこれまでも、小規模特認校、浜手地域の防災教育の充実、外国語教育の充実等、各地域に応じた特色ある教育活動を行ってきました。

児童生徒の豊かな心を育むために実践してきたこれらの特色ある教育活動については、引き続き積極的に取り入れていきます。

(5) 支援を必要とする児童生徒への対応

適正化後においても、これまでどおり引き続き「ともに学び、ともに育つ」教育の実現のため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、介助員・支援員を配置することにより、きめ細やかな指導及び必要な支援を行います。

また、適正化後も切れ目のない一貫した支援を行うために、教職員の配置について配慮するとともに必要な情報共有を十分に行います。

(6) 学校跡地の利活用策の検討

学校は、教育施設としての機能だけではなく、これまで防災や地域コミュニティの拠点としての役割を果たしてきたことから、適正化により、使用しなくなる学校施設については、地域の方々の意見も踏まえ、幅広い視点から有効に利活用される方策を検討します。

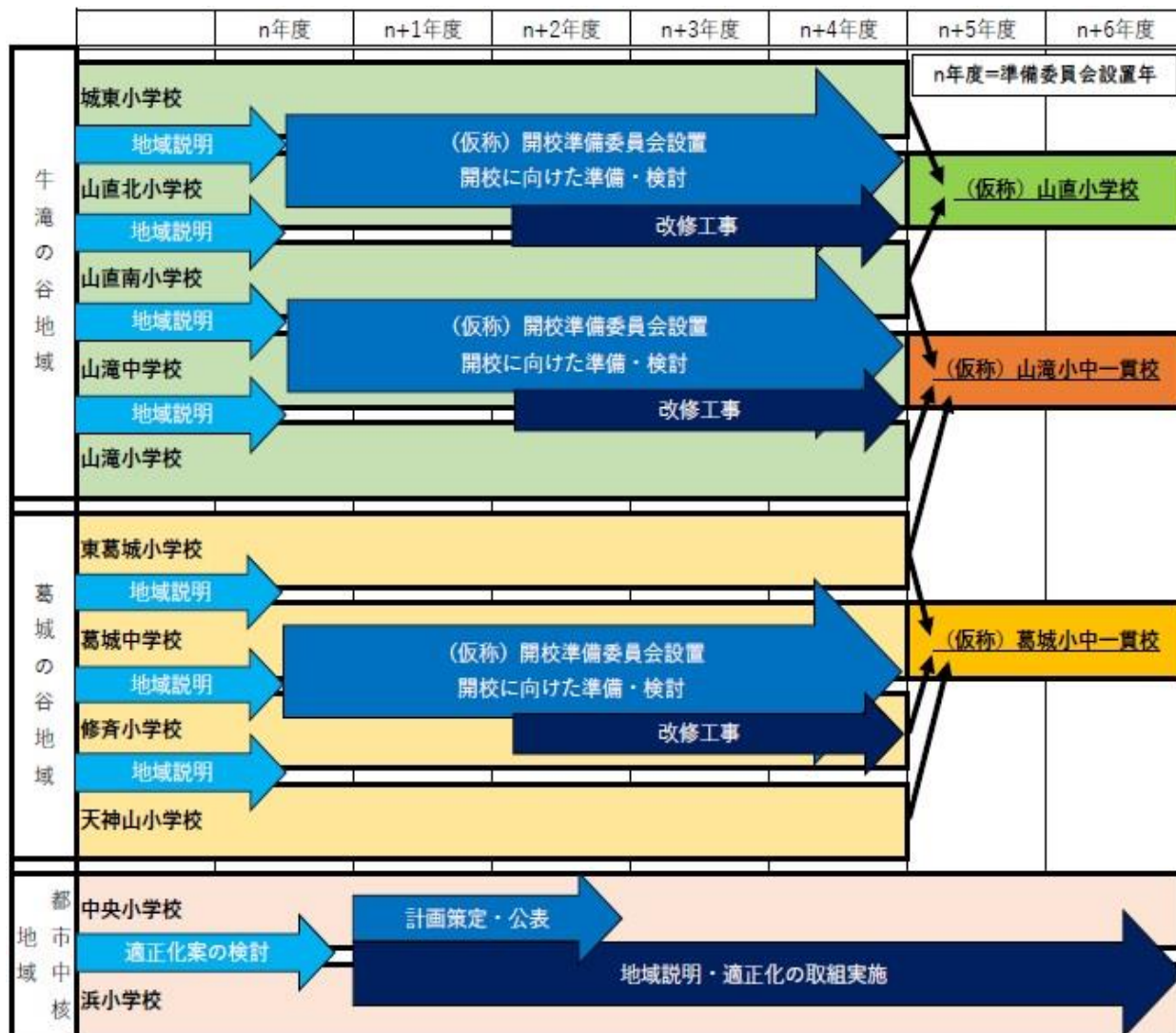
9. 適正化までのスケジュール

学校の適正化は、児童生徒の通学環境や学習環境が変化することへの対応をはじめ、これまで適正化対象校が果たしてきた防災や地域コミュニティのあり方などについても、十分に検討する必要があります。

適正化までのスケジュールについては、この点や、準備委員会における開校に向けた準備・検討に要する期間、校舎の建替及び改修工事期間、「岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会」からの答申内容などを踏まえ、準備委員会の設置後5年程度を目安とします。

また、通学区域が分かれる現山直南小学校区と現東葛城小学校区の児童の教育環境への影響に配慮し、(仮称)山直小学校、(仮称)山滝小中一貫校、(仮称)葛城小中一貫校のいずれの学校も、開校目標時期は同一とします。

【適正化に向けた概ねのスケジュール】



10. 今後の適正化の取組について

(1) 今後の取組について

基本方針に基づき、今後5年先の児童生徒数の推計から適正化を検討する範囲に該当する学校が新たに見込まれる場合は、その時点から検討に着手し、適正規模及び適正配置実施計画を策定することとします。

また、適正化の取組と併せて、将来的に小中一貫教育を市全域で推進していくに当たり、1つの小学校区の児童がすべて同じ中学校区に進学できるよう、「通学区域の見直し」を必要に応じて検討していきます。

(2) 計画の見直しについて

実際の人口推移等に基づき、毎年度、児童生徒数の推計を更新しますが、今後、その推計が策定時の状況から大きく変化した場合は、必要に応じて本計画を見直します。

参考資料

